

入札説明書

茨城県港湾振興協会連合会が委託する業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和3年10月18日

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県港湾振興協会連合会事務局（茨城県土木部港湾課港湾経営室 港湾振興担当）

電話 029-301-4536

F A X 029-301-4538

3 入札に付する事項

(1) 業務の名称

いばらきの港振興策検討調査業務委託

(2) 業務の仕様等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月25日（金）まで

(4) 納入場所

茨城県港湾振興協会連合会事務局（茨城県土木部港湾課内）

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 次のア又はイのいずれかを満たす者であること。ただし、指名停止の措置を受けている者でないこと。

ア 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格（大分類 22（調査、測定、検査）の小分類 2（市場調査・計画策定）に登録がされ、かつ過去10年度以内（平成23年4月1日から令和3年3月31日まで）において国又は地方公共団体、特殊法人等が発注した重要港湾に係る調査事業又は計画策定業務の受注実績がある者に限る。）があること。

イ 土木関係建設コンサルタント業務に係る茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づく競争入札参加資格（港湾空港部門での登録があり、かつ過去10年度以内（平成23年4月1日から令和3年3月31日まで）において国又は地方公共団体、特殊法人等が発注した重要港湾に係る調査事業又は計画策定業務の受注実績がある者に限る。）があること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 茨城県内に本店又は支店・営業所等を有すること。

5 入札等の手続き

この調達における資料の提出、入札及び通知等は、紙媒体のものを持参又は郵送により行うものとする。

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次により質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和3年10月25日（月）午後4時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局

ウ 方法

質問はファクシミリによることとし、送信後に担当部局あて確認の電話を入れること。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和3年10月27日（水）午後5時まで

イ 方法

ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に上記「3 入札参加資格」に係る申出書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

令和3年11月1日（月）午後4時まで（必着）

- (2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

- (4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の有・無について審査し、令和3年11月4日（木）午後5時までに、審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「無」の場合は、その理由を付する。

8 開札日時及び場所等

- (1) 日時 令和3年11月11日（木） 午前10時から

- (2) 場所 茨城県港湾振興協会連合会事務局（土木部港湾課港湾経営室内）（県庁舎行政棟20階南側）

入札参加者の立会いは要しないが、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除とする。
- (2) 契約保証金
免除とする。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局あて郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札案件名（業務名）、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する税抜きの金額（整数）を記載すること。

ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年11月10日（水）午後4時まで
郵送又は持参にて2の担当部局に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (6) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (7) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (8) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (9) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。（くじの方法は、茨城県が定める電子調達システムによる電子くじの方法に準じる。）
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよ

う辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「業務委託契約書」のとおり。

17 その他

- (1) 納入期限を厳守すること。
- (2) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に納入期限の変更が生じることのないよう、作業工程等の状況を十分に検討すること。
- (3) 受注者の事由により納入期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。

～ 郵送による書面の提出方法について ～

<入札参加資格確認申請書>

入札参加資格確認申請書を提出する場合の封筒は、任意の封筒とし、次のとおりとする。

○封入する書類等

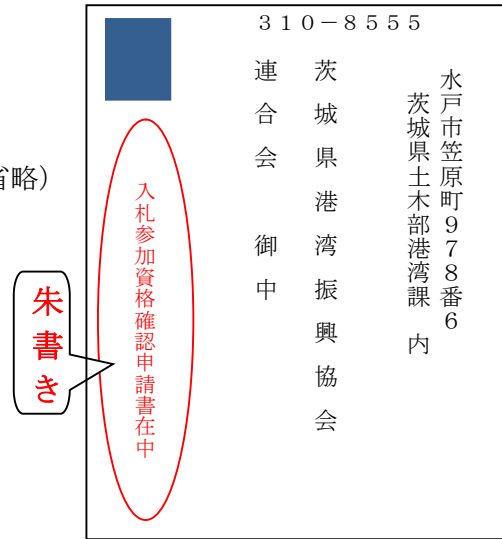
- ・入札参加資格確認申請書
- ・申請に必要な書類等

○封筒の表記（表）

- ①送付先発注機関の郵便番号、住所（持参の場合は省略）
- ②発注機関名
- ③「入札参加資格確認申請書在中」と朱書き表記

○封筒の表記（裏）

- ④入札に係る業務名
- ⑤開札日
- ⑥入札者の住所及び商号又は名称



<入札書>

入札書を提出する場合の封筒は、任意の封筒とし、次のとおりとする。

○郵送方法 簡易書留

○封入する書類等

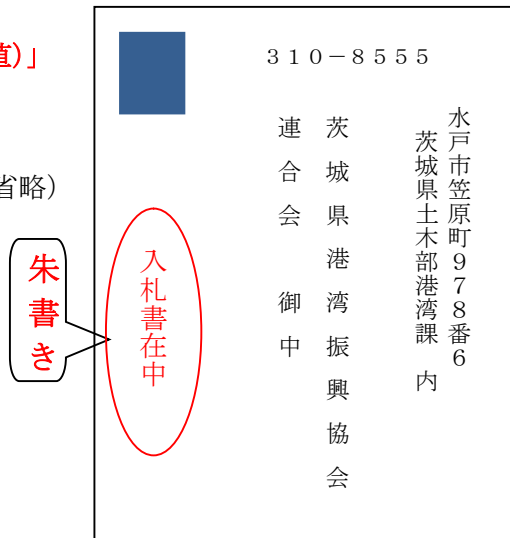
- ・入札書（入札書には「くじ番号（3桁の任意の数値）」も記入ください。）

○封筒の表記（表）

- ①送付先発注機関の郵便番号、住所（持参の場合は省略）
- ②発注機関名
- ③「入札書在中」と朱書き表記

○封筒の表記（裏）

- ④入札に係る業務名
- ⑤開札日
- ⑥入札者の住所及び商号又は名称



<辞退届>

紙により辞退届を提出する場合は、上記入札書の提出に準ずる。

なお、封入する書類は「辞退届」のみとし、封筒の表記では「入札書在中」に変え、「辞退届在中」と朱書きすること。